

第2期穴栗市
子ども・子育て支援事業計画
(骨子案)

令和2年3月

穴 栗 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の主な政策動向	1
3. 計画の法的根拠と位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 人口について	5
2. 世帯について	11
3. 就業の状況について	14
4. 教育・保育の状況	15
5. ニーズ調査結果の概要	16
6. 第1期計画の主な取り組み状況	23
7. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	31
第3章 計画の基本理念	33
1. 計画の基本理念	33
2. 施策の体系	34
第4章 施策の展開	
1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり	
2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり	
第5章 推進体制	
1. 計画の推進体制	
2. 情報提供・周知	
3. 計画の評価・検証	
参考資料（巻末資料）	
1. 中央市子ども・子育て会議条例	
2. 中央市子ども・子育て会議委員名簿	
3. 策定経過	
4. 用語解説	

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が1.42と、過去最低とされる平成17年の1.26から上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化しています。

宍粟市においても少子高齢化や核家族化の進行による様々な社会状況の変化や、女性の就労希望の増加による保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの育ちへの影響が問題視されています。「子どもは親・保護者がはぐくむことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、さらにつながりのある社会を構築する必要があります。

宍粟市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、平成26年に「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備してきました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることより、社会環境の変化や子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 国の主な政策動向

本計画においては、第1期策定時の考え方を前提とし、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。

主な政策動向としては、以下のような内容があります。

（1）幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされました。その後、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）にて、具体的内容が示されました。

そして、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に成立したことにより、令和元年10月から全面的に実施されました。

（２）「子育て安心プラン」を踏まえた受け皿拡大

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 2 年度末までに実施することとされました。

また、「子育て安心プラン」等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（平成 30 年 4 月施行）の改正が行われています。

（３）放課後児童クラブの受け皿拡大

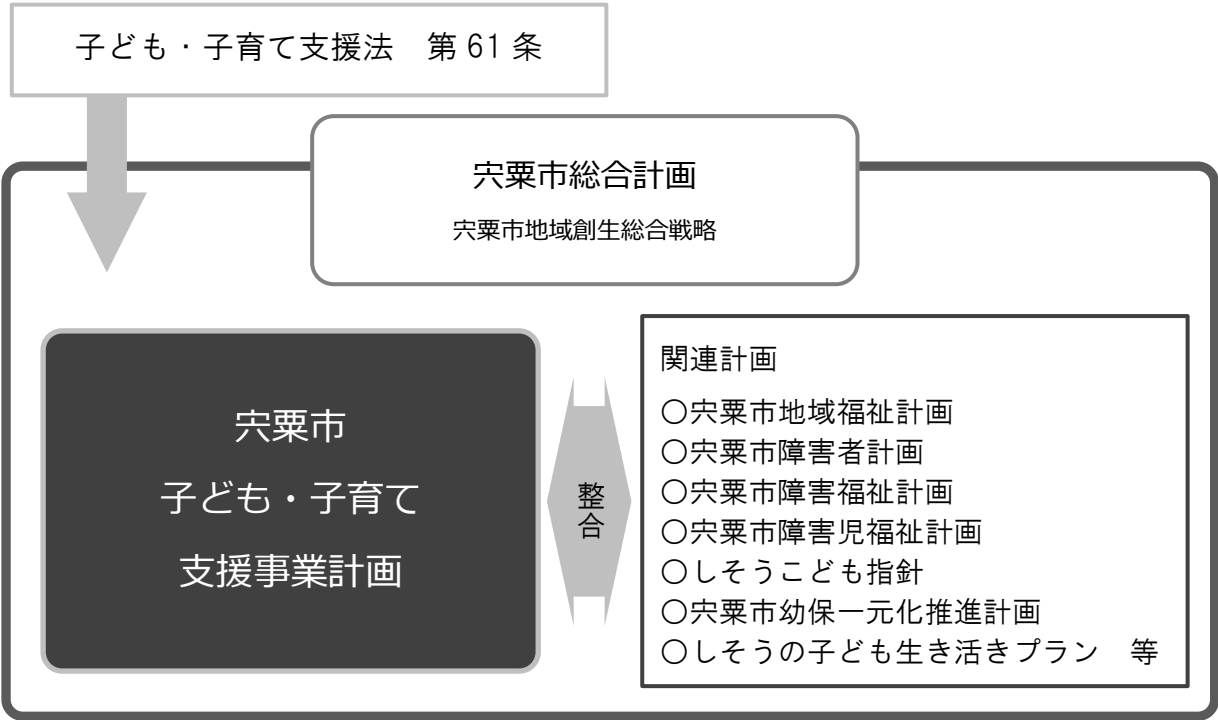
「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月策定）により、放課後児童クラブについては、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童解消をめざすとともに、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和 5 年度末までに計約 30 万人分の受け皿を整備することとされました。また、すべての小学校区で、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的または連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万か所以上で実施すること、新規開設する教室については約 80%を小学校内で実施することが求められています。

（４）社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 年の児童福祉法改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるとされています。

3. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。なお、本計画は、乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたい子どもの像を示す「しそ
うこども指針」を踏まえつつ、「宍粟市総合計画」を上位計画とし、「宍粟市地域福祉計画」
等の関連計画と整合を図ったものとしています。



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である令和 6 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

	(年度)									
	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
宍粟市 子ども・子育て 支援事業計画	第 1 期				第 2 期（本計画）					

5. 計画の策定体制

(1) 宍粟市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「宍粟市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、保育ニーズや宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

●調査地域：宍粟市全域

●調査対象者：宍粟市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）
1,174人

宍粟市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査）1,435人

●調査期間：平成31年2月1日（金）～平成31年2月15日（金）

●調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯に郵送配付・回収

※対象児童が複数いる場合は、年齢が一番低いお子さんに送付しました。

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,174 票	544 票	46.3%
小学生用調査	1,435 票	697 票	48.6%
合計	2,609 票	1,241 票	47.6%

(3) パブリックコメント

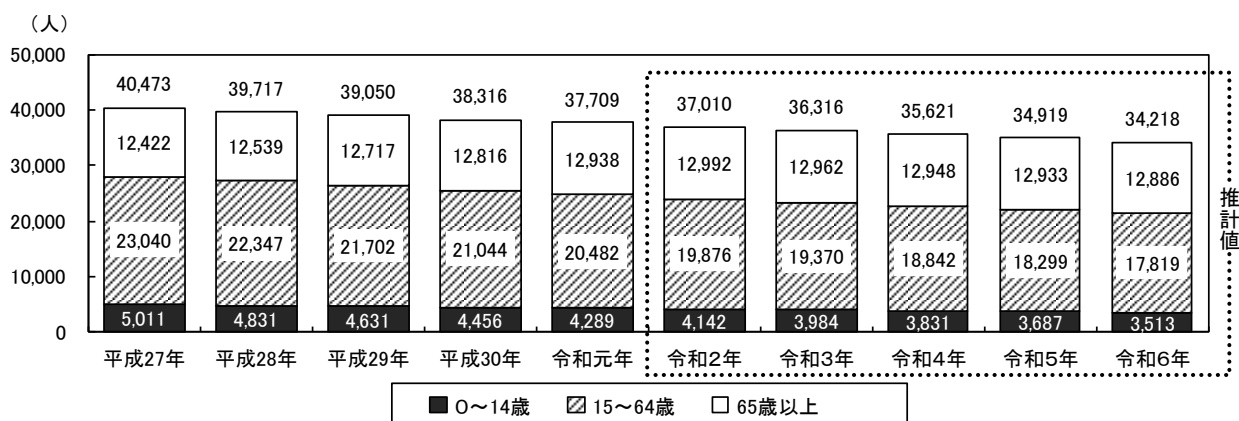
市民の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口について

①年齢3区分別の人口推移（平成27年～令和元年）及び推計（令和2年以降）

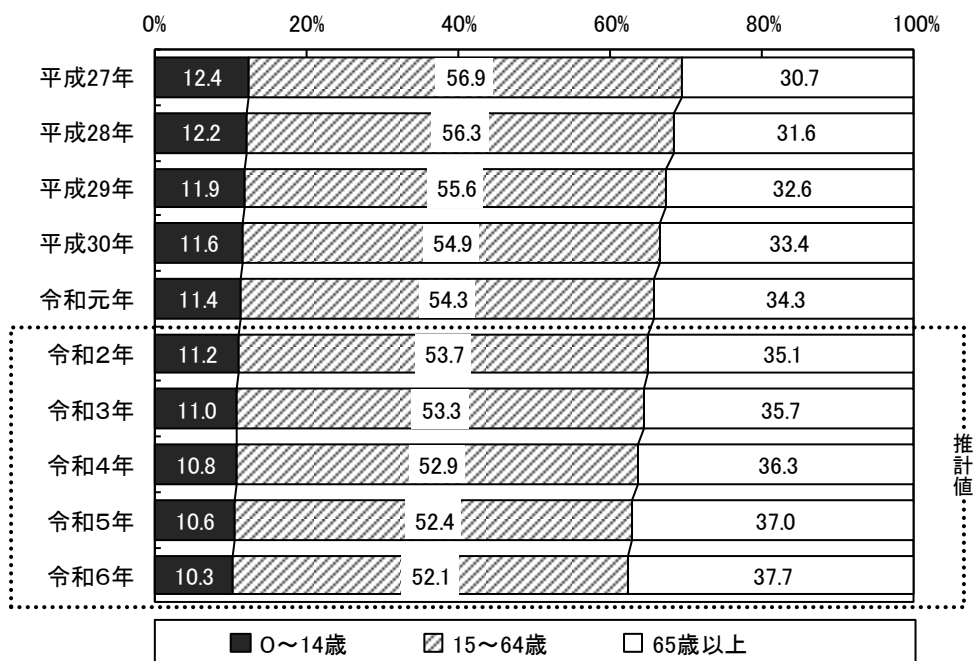
総人口は減少傾向にあります。平成27年から令和元年にかけて毎年約600～700人減少している中、65歳以上人口は増加傾向にあります。0～14歳人口と15～64歳人口は、ともに減少傾向となっており、今後も引き続き減少していくことが予測されます。



資料：住民基本台帳（平成27年～令和元年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

②年齢3区分別人口割合の推移（平成27年～令和元年）及び推計（令和2年以降）

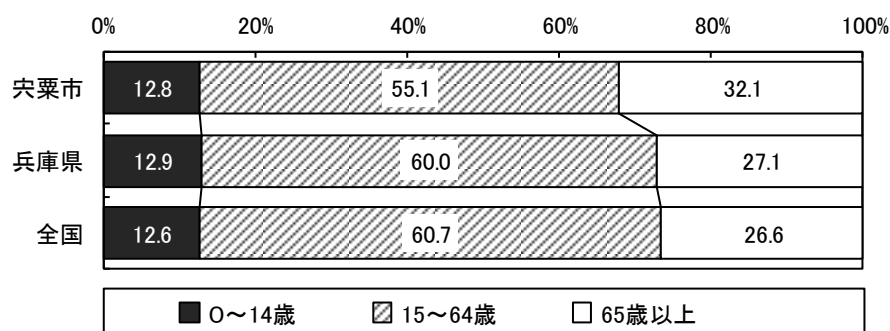
年齢3区分別人口割合は、65歳以上人口割合が増加傾向にある一方、0～14歳人口割合はゆるやかな減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（平成27年～令和元年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

③年齢3区分別人口割合の比較（平成 27 年）

年齢3区分別人口割合は、兵庫県及び全国と比較すると、0～14歳の割合は概ね同じ割合となっている一方で、15～64歳の割合は低く、65歳以上の割合は高くなっています。

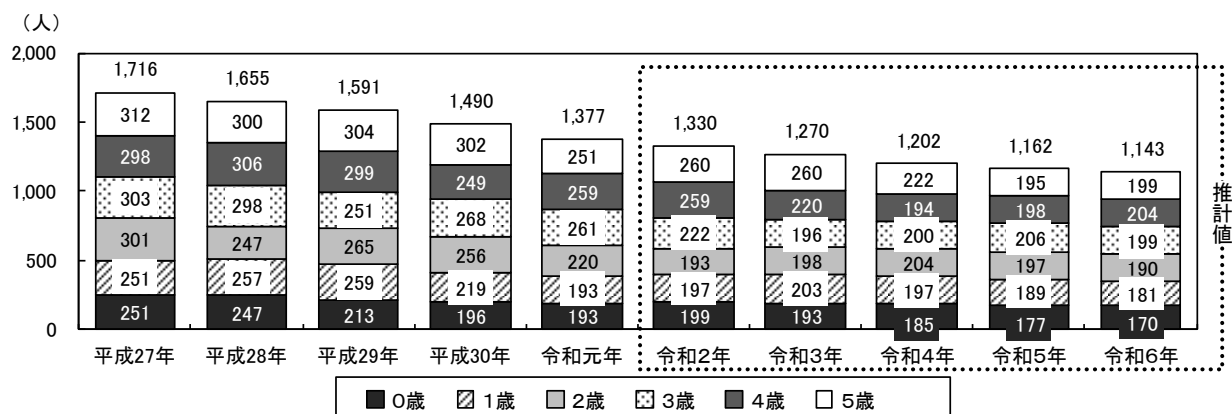


※年齢不詳は除きます。

資料：国勢調査

④年齢別就学前児童数の推移（平成 27 年～令和元年）及び推計（令和 2 年以降）

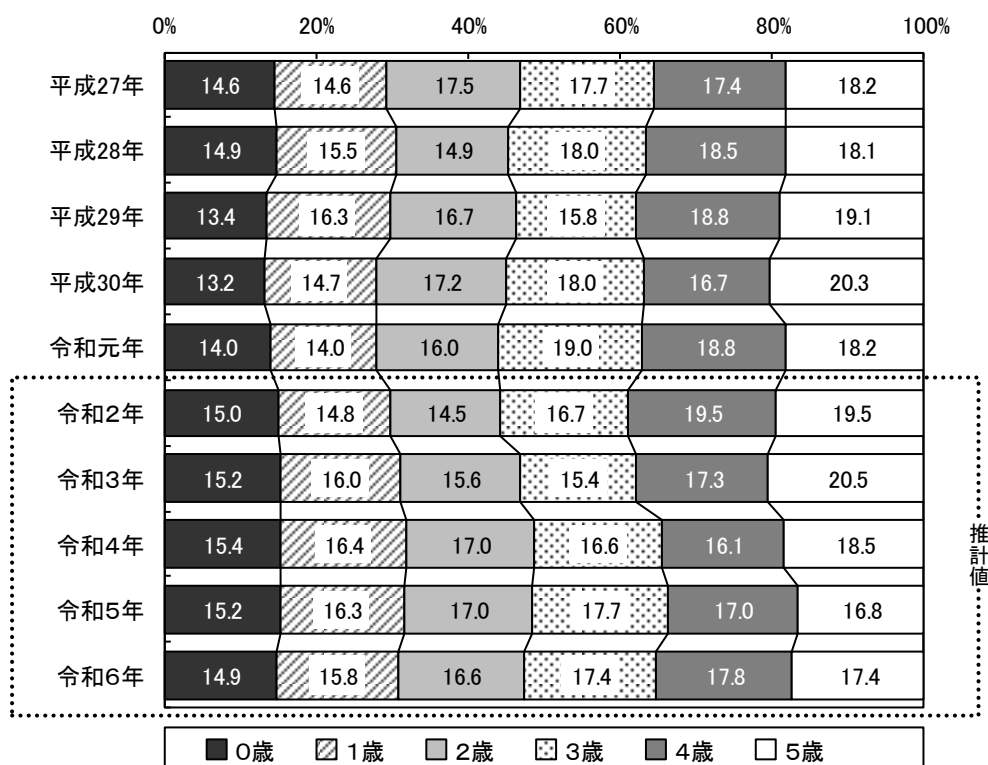
就学前児童（0歳～5歳）は、減少傾向にあります。0歳については、平成 27 年から平成 29 年は 200 人台の推移となっていました。平成 30 年に 200 人台を下回り、令和 6 年には 170 人となる見込みです。



資料：住民基本台帳（平成 27 年～令和元年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

⑤年齢別就学前児童割合の推移（平成 27 年～令和元年）及び推計（令和 2 年以降）

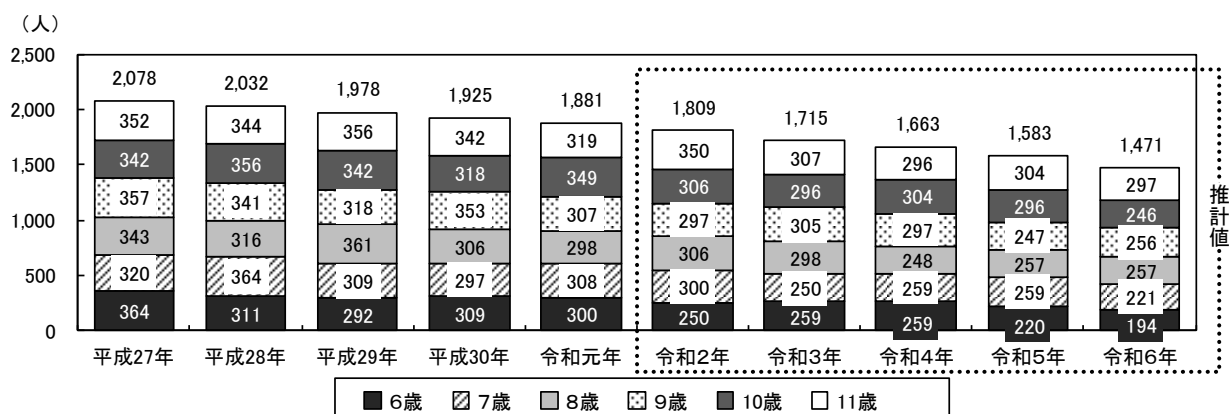
令和元年の年齢別就学前児童割合は、0 歳が 14.0%、5 歳が 18.2%となっています。



資料: 住民基本台帳(平成 27 年～令和元年: 各年3月末日現在) / 社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑥年齢別小学生の児童数の推移（平成 27 年～令和元年）及び推計（令和 2 年以降）

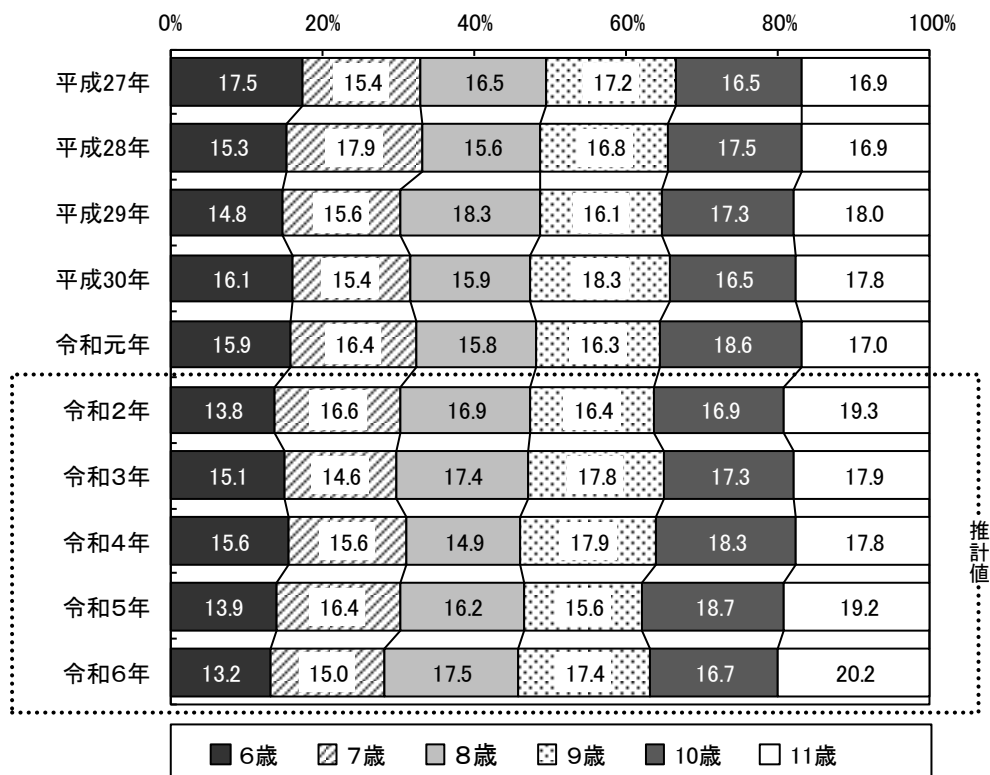
小学生の児童（6 歳～11 歳）は、減少傾向にあります。6 歳については、平成 27 年から令和元年は 300 人前後の推移となっていましたが、令和 2 年に 250 人、令和 6 年には 200 人を下回る見込みです。



資料: 住民基本台帳(平成 27 年～令和元年: 各年3月末日現在) / 社会福祉課(令和2年以降推計値)

⑦年齢別小学生の児童割合の推移（平成 27 年～令和元年）及び推計（令和 2 年以降）

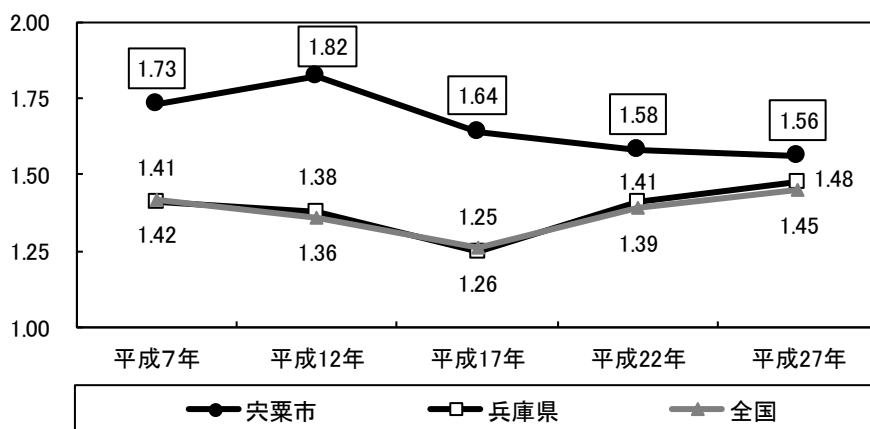
令和元年の年齢別小学生の児童割合は、6 歳が 15.9%、11 歳が 17.0%となっています。



資料：住民基本台帳（平成 27 年～令和元年：各年3月末日現在）／社会福祉課（令和2年以降推計値）

⑧合計特殊出生率の比較

宍粟市の合計特殊出生率は、兵庫県及び全国よりも高い水準で推移しています。宍粟市は平成 12 年以降減少している一方で、兵庫県及び全国は平成 17 年以降増加しており、宍粟市の値は兵庫県及び全国の値に近づいています。

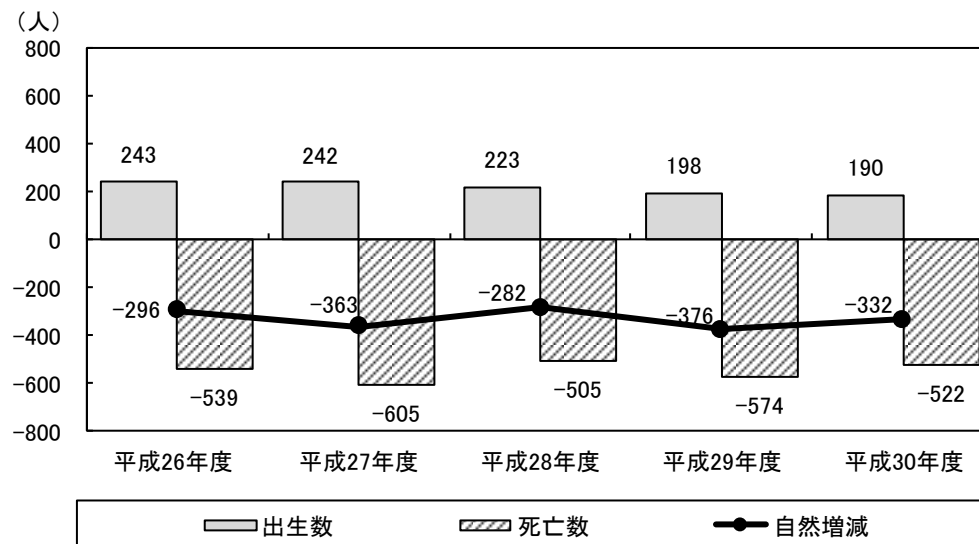


資料：兵庫県保健統計年報

※合計特殊出生率…15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均子ども数に相当します。

⑨自然動態

自然動態は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて死亡数が出生数を上回っています。平成 26 年度以降、出生数は減少傾向で推移しており、死亡数は増減があるものの、500～600 人台で推移しています。



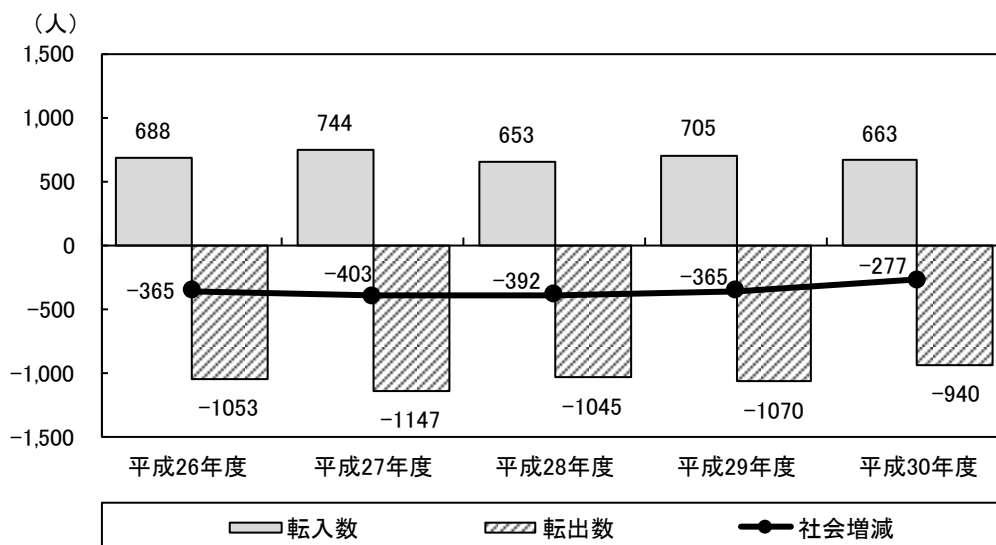
資料: 宍粟市人口統計表

※自然動態…出生、死亡をいいます。

※自然増減…出生と死亡の差をいいます。

⑩社会動態

社会動態は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて転出数が転入数を上回っています。転入数、転出数ともに増減はあるものの、社会増減は平成 27 年度以降微減しています。



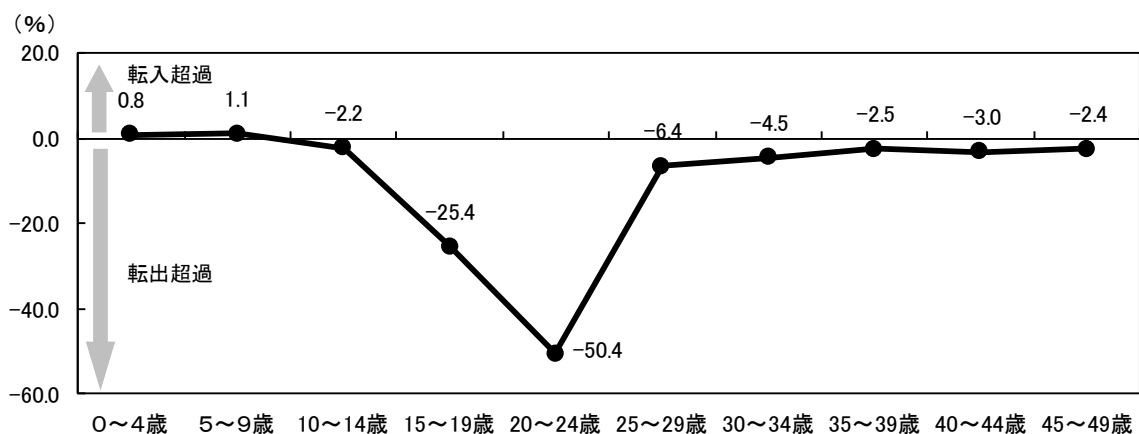
資料: 宍粟市人口統計表

※社会動態…転入、転出をいいます。

※社会増減…転入と転出の差をいいます。

⑪年齢別転出入人口割合（平成 27 年）

年齢別の転出入人口割合は、0～4歳と5～9歳を除き、転出超過となっています。特に15～19歳と20～24歳の転出超過が非常に多くなっています。これは、高校、大学等卒業後の進学や就業等により、市外に多くの方が転出しているためと考えられます。



■年齢別の転出入状況(抜粋)

	0～4 歳	5～9 歳	10～ 14 歳	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳
人口(人)	1,319	1,660	1,850	1,691	1,063	1,523	1,773	2,069	2,473	2,083
転入数(人)	92	146	40	26	99	269	250	185	113	61
転出数(人)	81	127	80	455	635	366	329	236	188	110
社会増減(人)	11	19	-40	-429	-536	-97	-79	-51	-75	-49
年齢別転出入割合(%)	0.8	1.1	-2.2	-25.4	-50.4	-6.4	-4.5	-2.5	-3.0	-2.4

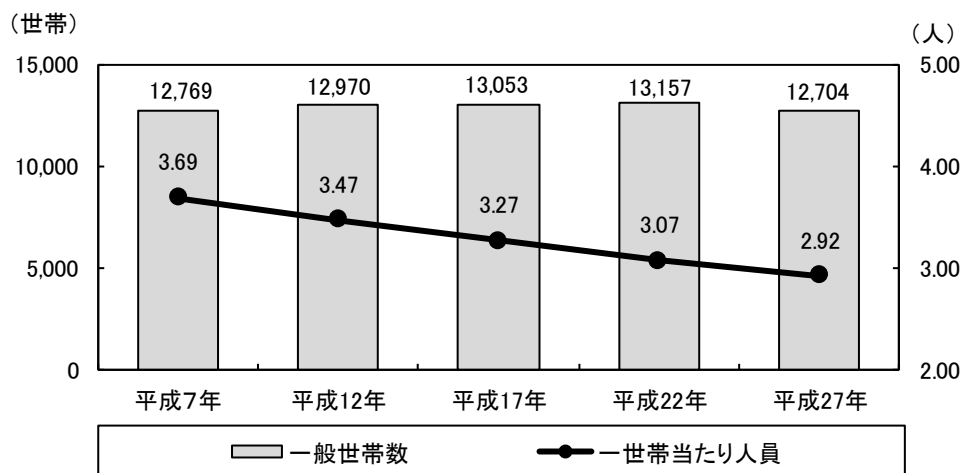
資料：国勢調査

※年齢別転出入割合(%)は、社会増減(転入と転出の差)を各年齢別人口で除算した率です。

2. 世帯について

①一般世帯数と一世帯当たり人員の推移

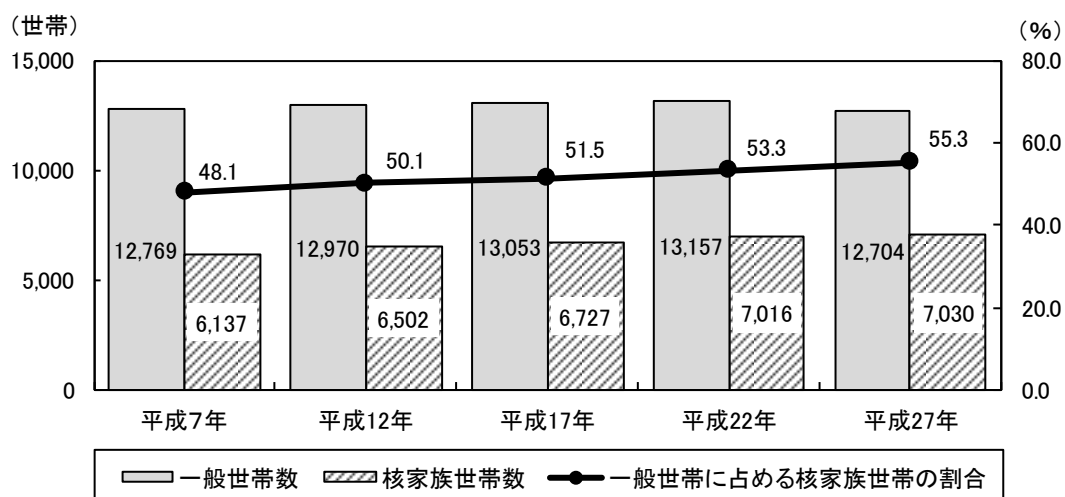
一般世帯数は概ね横ばいとなっている一方、一世帯当たり人員は減少傾向となっています。



資料: 国勢調査

②宍粟市における核家族世帯数等の推移

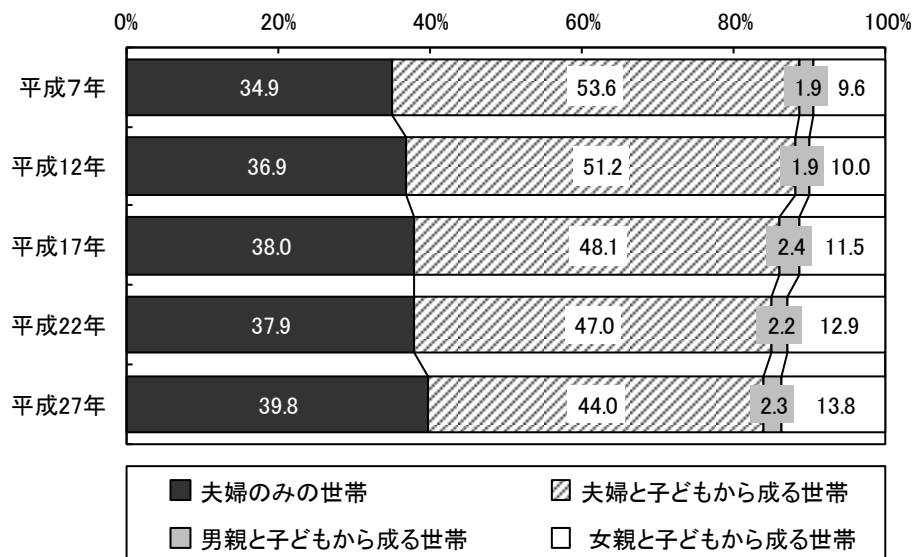
一般世帯数が概ね横ばいである中、核家族世帯数は微増しています。一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加傾向となっており、平成12年以降は50%を上回っています。



資料: 国勢調査

③宍粟市における核家族世帯の内訳

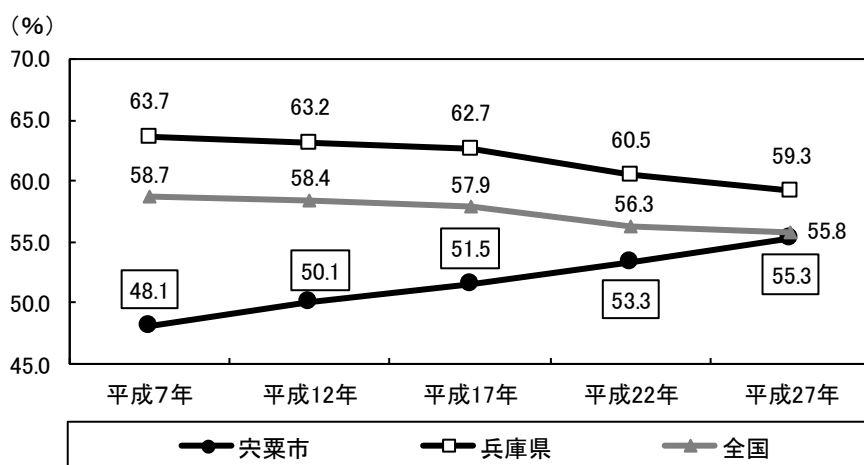
核家族世帯の内訳は、平成7年から平成27年にかけて、夫婦のみの世帯割合、女親と子どもからなる世帯割合が増加する一方で、夫婦と子どもからなる世帯割合は減少しています。また、男親と子どもからなる世帯の割合は微増しています。



資料:国勢調査

④世帯に占める核家族世帯の割合の比較

世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年には兵庫県に比べ低い水準にあるものの、全国の数値とほぼ同程度になっています。

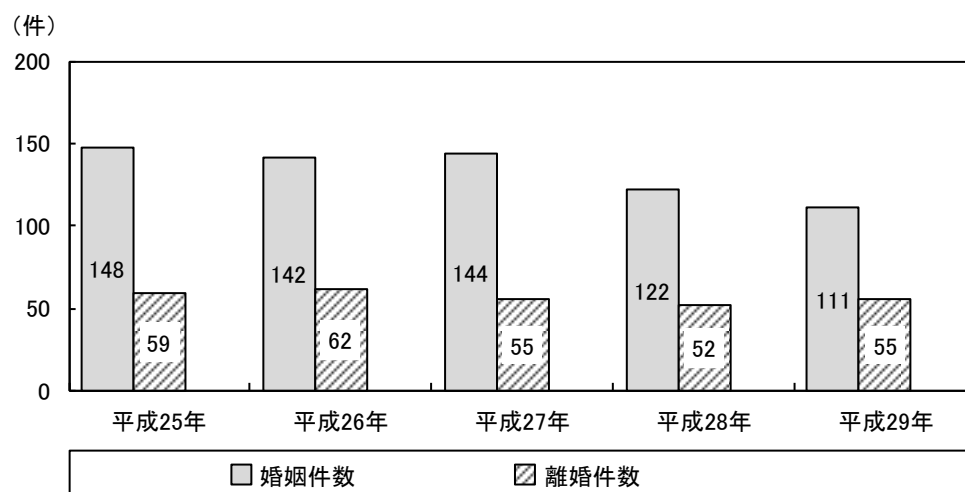


資料:国勢調査

⑤婚姻件数及び離婚件数の推移

婚姻件数は平成 25 年から平成 27 年にかけて概ね横ばいで推移していましたが、平成 27 年を境に減少傾向となり、平成 29 年には 111 件となっています。

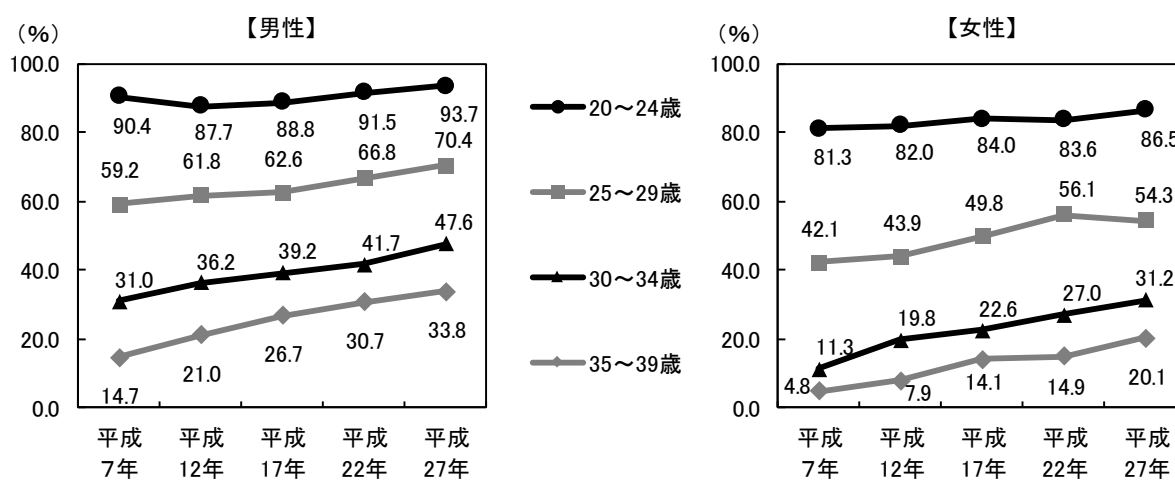
離婚件数は平成 25 年以降概ね横ばいで推移しており、平成 29 年には 55 件となっています。



資料:兵庫県保健統計年報 人口動態調査

⑥未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

未婚率は、女性の 25～29 歳を除き、男女いずれの年代においても増加傾向にあります。平成 7 年から平成 27 年にかけて、男女ともに特に 30 歳代の未婚率が増加しています。

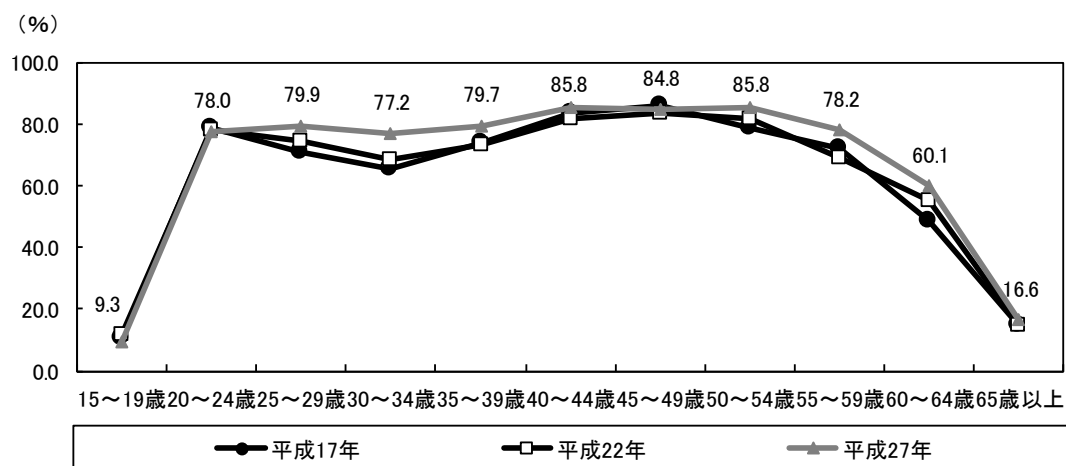


資料:国勢調査

3. 就労に関する状況について

①女性の労働力率の推移

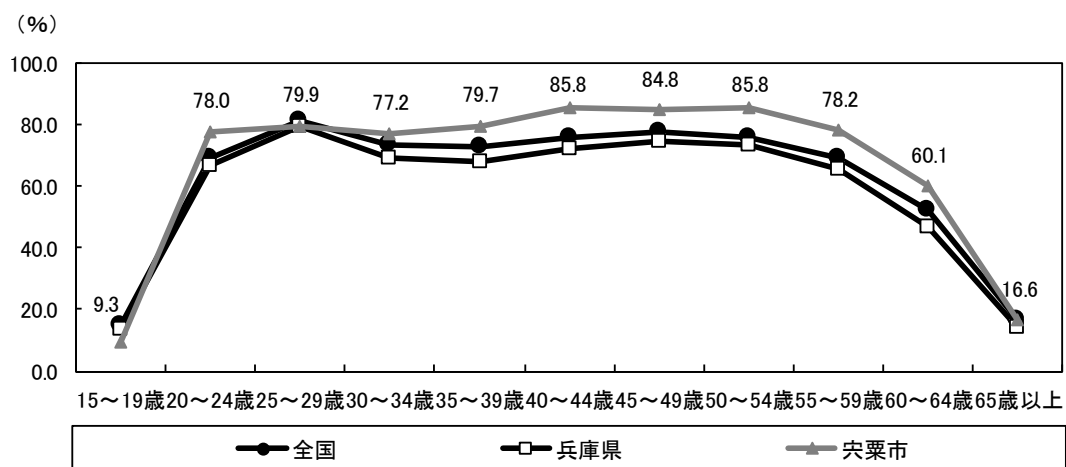
女性の労働力率は、20 歳代で高い割合を示した後、出産・子育て期に入る 30 歳代前半から後半で一旦減少し、その後再び上昇するという M 字曲線を描いています。全体的に、各年代とも増加傾向にある中、25～39 歳の年代、50～64 歳の年代の労働力率が特に増加しています。



資料: 国勢調査

②女性の労働力率の比較（平成 27 年）

宍粟市の女性の労働力率は、15～19 歳と 25～29 歳を除き、兵庫県及び全国と比べて高い水準となっています。



資料: 国勢調査

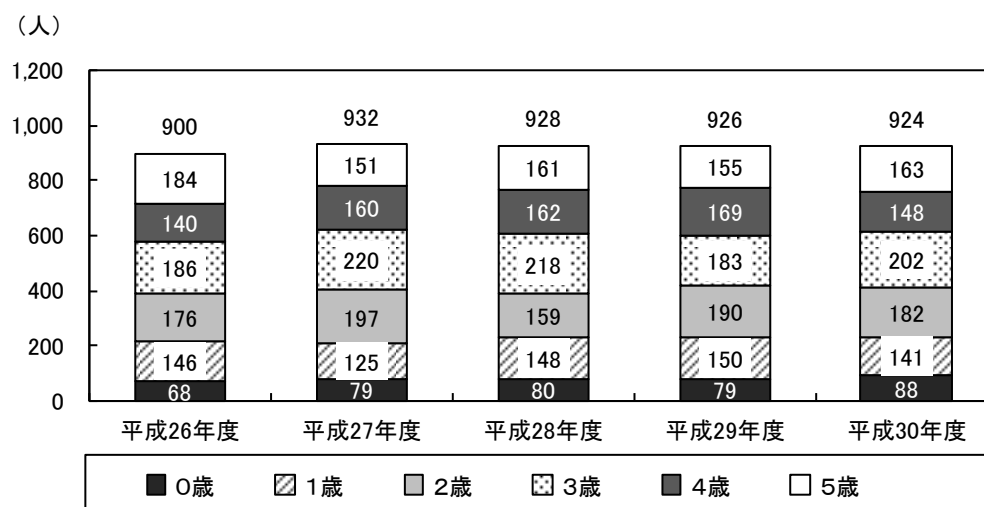
※労働力率…15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者と就業意思のある方）の割合をいいます。

4. 教育・保育の状況について

保育所児数の推移をみると、年度により増減がありますが、平成26年度と平成30年度を比較すると増加傾向にあり、平成30年度では924人となっています。年齢別に平成26年度と平成30年度を比較すると、0歳、2歳、3歳、4歳が増加しています。

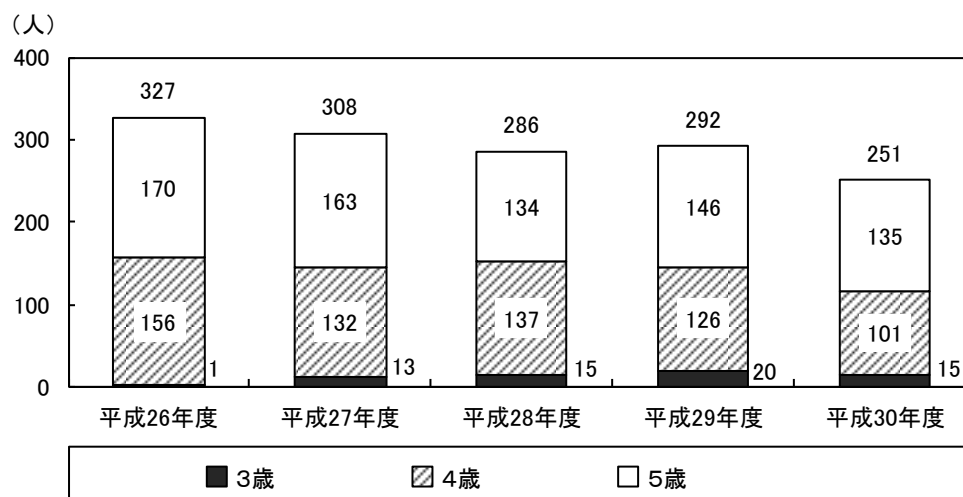
幼稚園児数の推移をみると、年度により増減がありますが、平成26年度と平成30年度を比較すると減少傾向にあり、平成30年度では251人となっています。年齢別にみると、3歳は平成27年度以降15人前後で推移する一方、4歳、5歳は概ね減少傾向となっています。

■保育所児数の推移



資料:こども未来課(各年度3月1日現在)

■幼稚園児数の推移



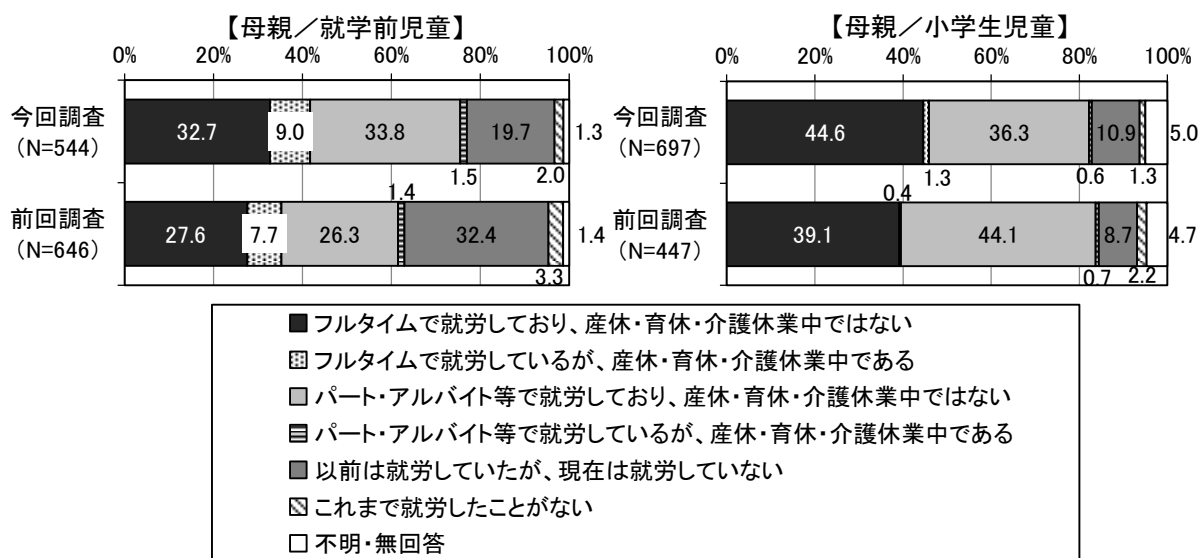
資料:こども未来課(各年度3月1日現在)

5. ニーズ調査結果の概要

①母親の就労状況

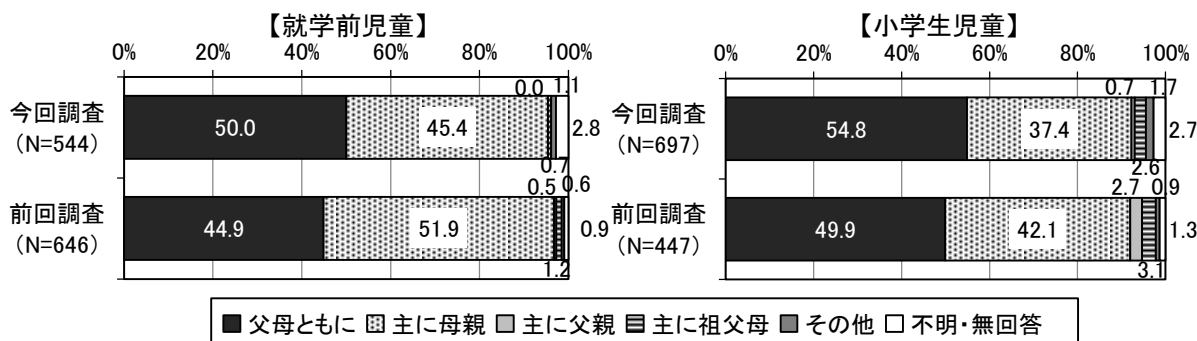
母親の就労状況についてみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%となっており、前回調査よりそれぞれ7.5ポイント、5.1ポイント高くなっています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は前回調査より12.7ポイントと、とても低くなっています。

小学生児童では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.6%と最も高く、前回調査より5.5ポイント高くなっています。次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.3%で、前回調査より7.8ポイント低くなっています。



②子育てを主に行っている方

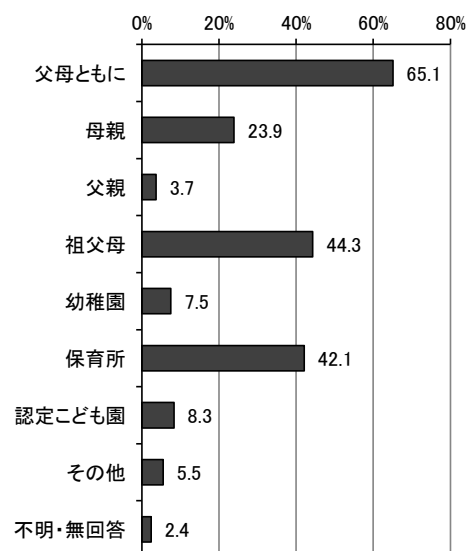
子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で50.0%、小学生児童で54.8%と最も高く、前回調査よりそれぞれ5.1ポイント、4.9ポイント高くなっています。次いで「主に母親」が就学前児童で45.4%、小学生児童で37.4%となっており、前回調査よりそれぞれ6.5ポイント、4.7ポイント低くなっています。



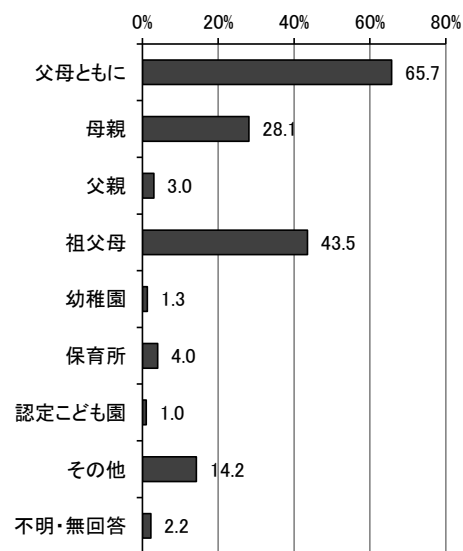
③子育てに日常的に関わっている方（施設）

子育てに日常的に関わっている方（施設）についてみると、「父母ともに」が就学前児童で 65.1%、小学生児童で 65.7%と最も高く、次いで「祖父母」が就学前児童で 44.3%、小学生児童で 43.5%となっています。

就学前児童(N=544)



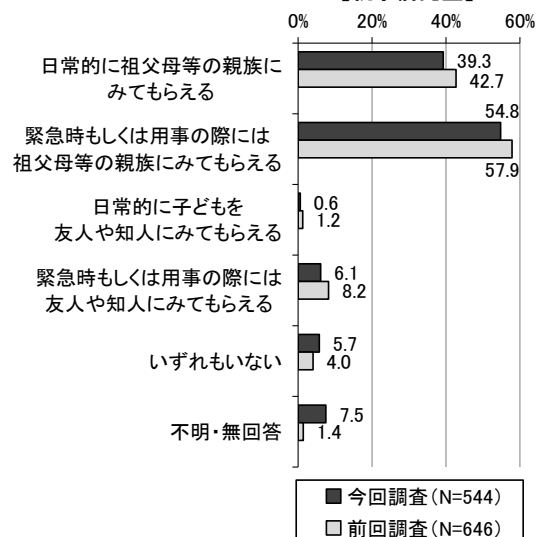
小学生児童(N=697)



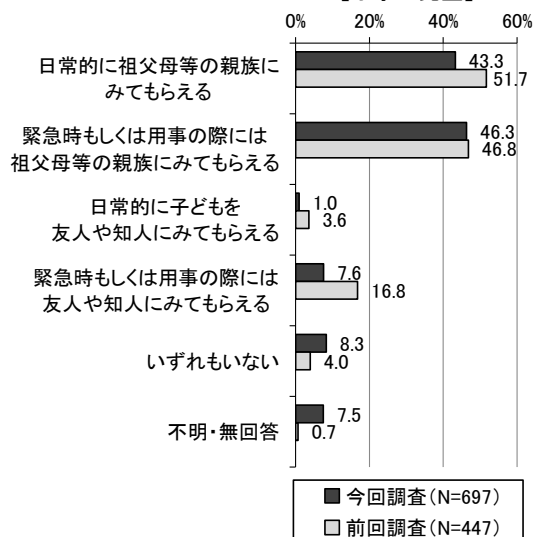
④日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 54.8%、小学生児童で 46.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で 39.3%、小学生児童で 43.3%となっています。また、就学前児童・小学生児童ともに「いずれもない」は、前回調査よりわずかですがポイントが高くなっている一方、それ以外の項目はポイントが低くなっています。

【就学前児童】

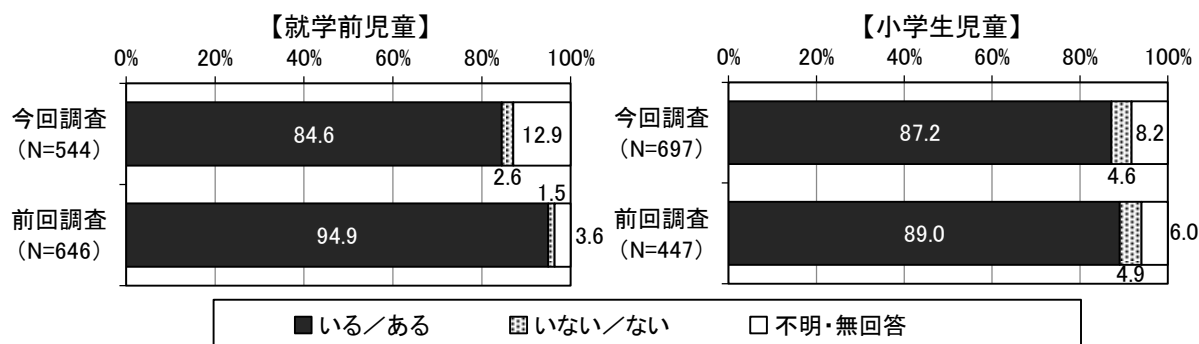


【小学生児童】



⑤子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無

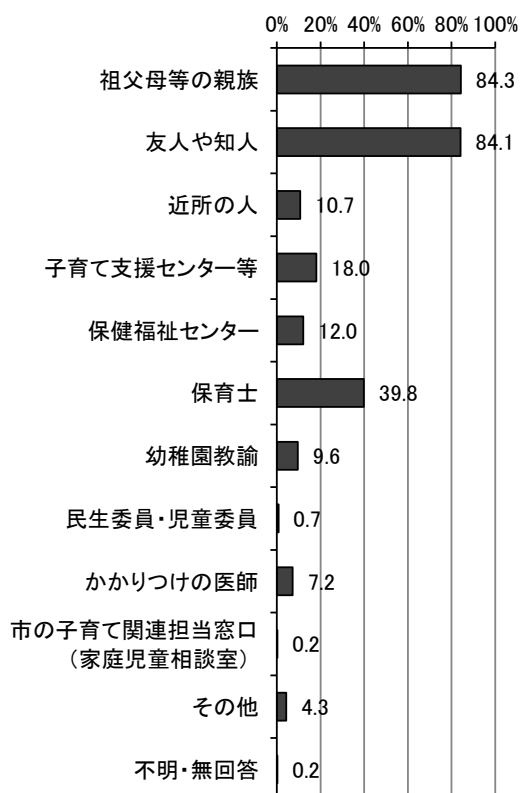
子育てや教育について、相談相手や相談できる人や場所の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で84.6%、小学生児童で87.2%となっており、前回調査よりそれぞれ10.3ポイント、1.8ポイント低くなっています。



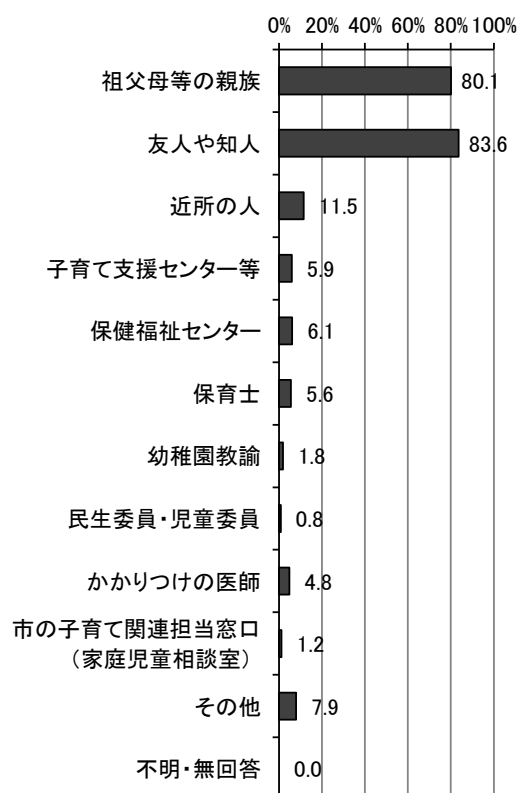
⑥気軽に相談できる先

気軽に相談できる先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が84.3%、小学生児童では「友人や知人」が83.6%と最も高く、次いで就学前児童では「友人や知人」が84.1%、小学生児童では「祖父母等の親族」が80.1%となっています。

就学前児童 (N=460)



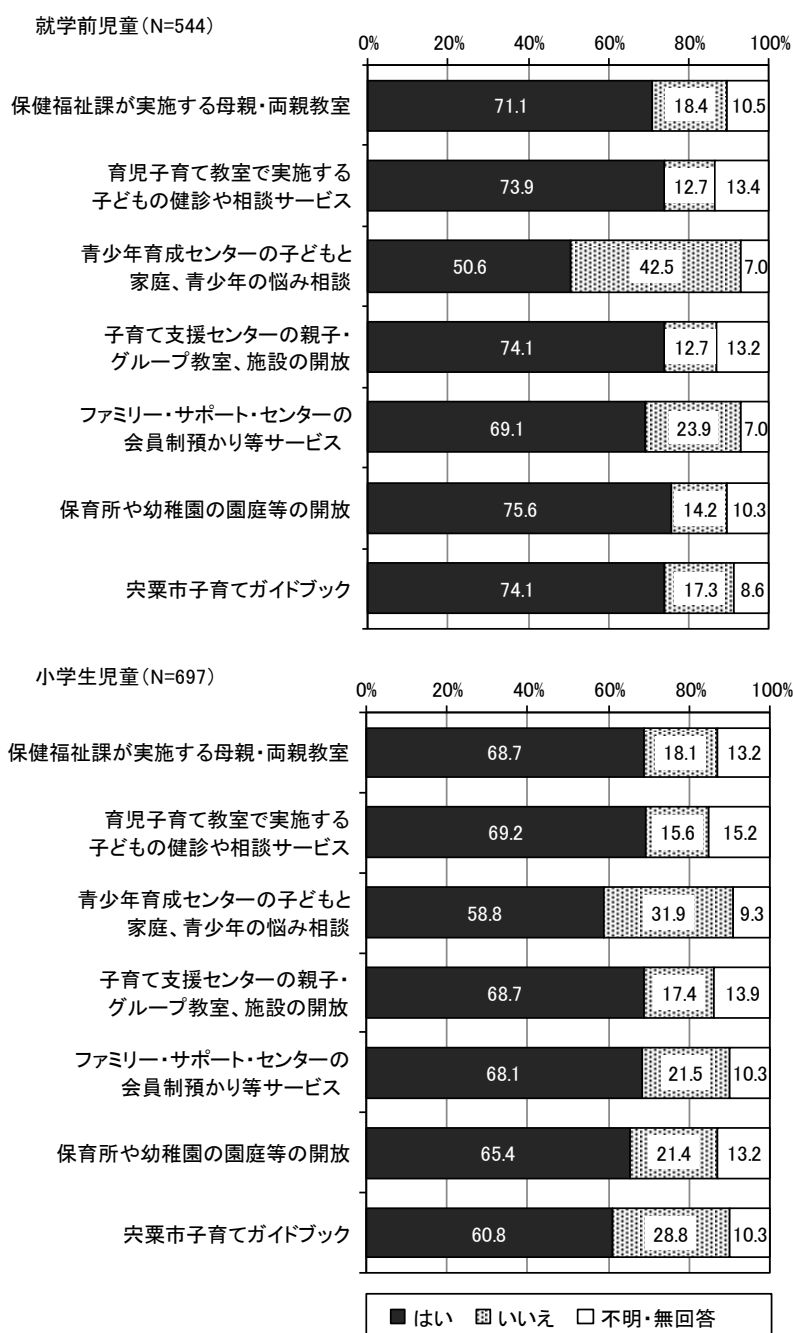
小学生児童 (N=608)



⑦地域の子育て支援事業の認知度

地域の子育て支援事業の認知度についてみると、就学前児童では「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」「中央市ガイドブック」の『はい』が7割半ば、小学生児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「子育て支援センターの親子・グループ教室、施設の開放」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等のサービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の『はい』が6割半ばと認知度が高くなっています。

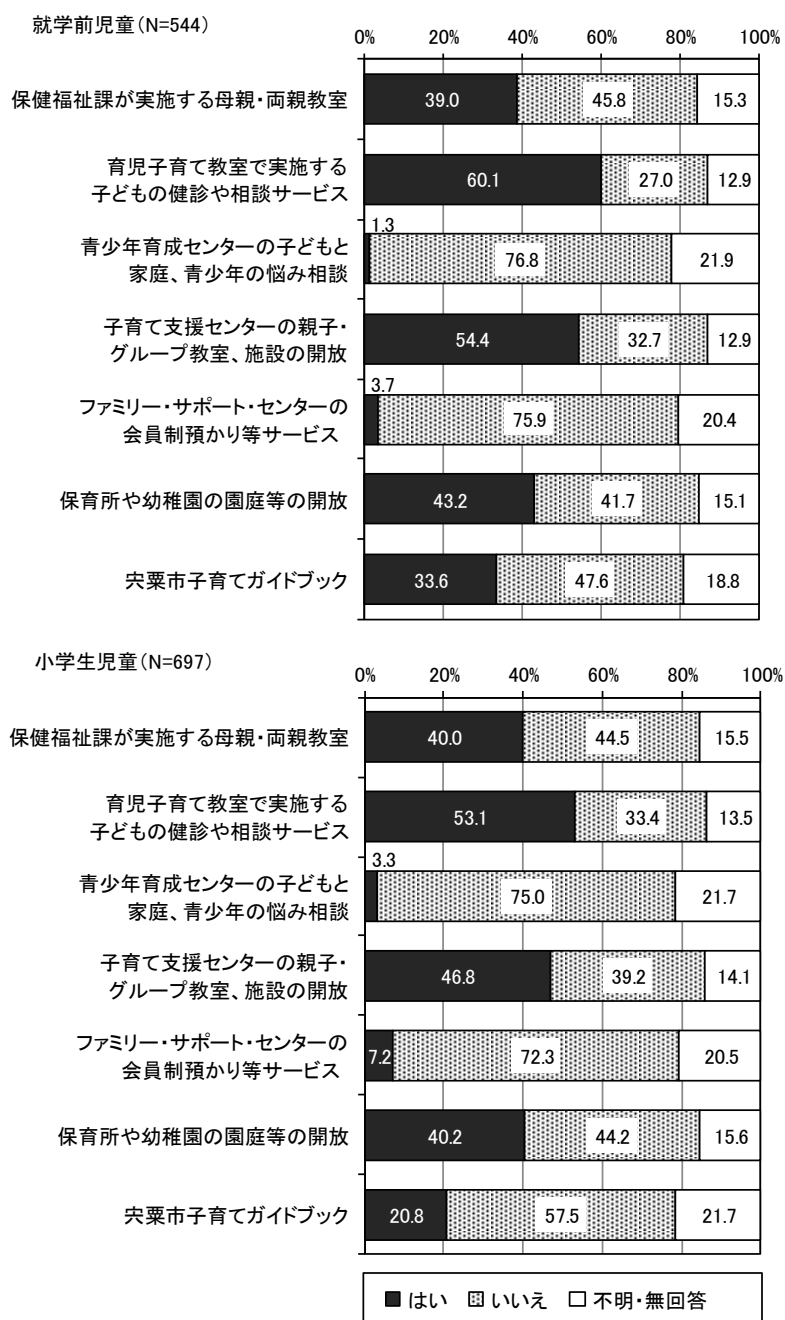
一方、就学前児童、小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」の認知度が低くなっています。



⑧地域の子育て支援事業の利用度

地域の子育て支援事業の利用度についてみると、「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」の『はい』が就学前児童では6割以上、小学生児童では5割以上と利用度が高くなっています。

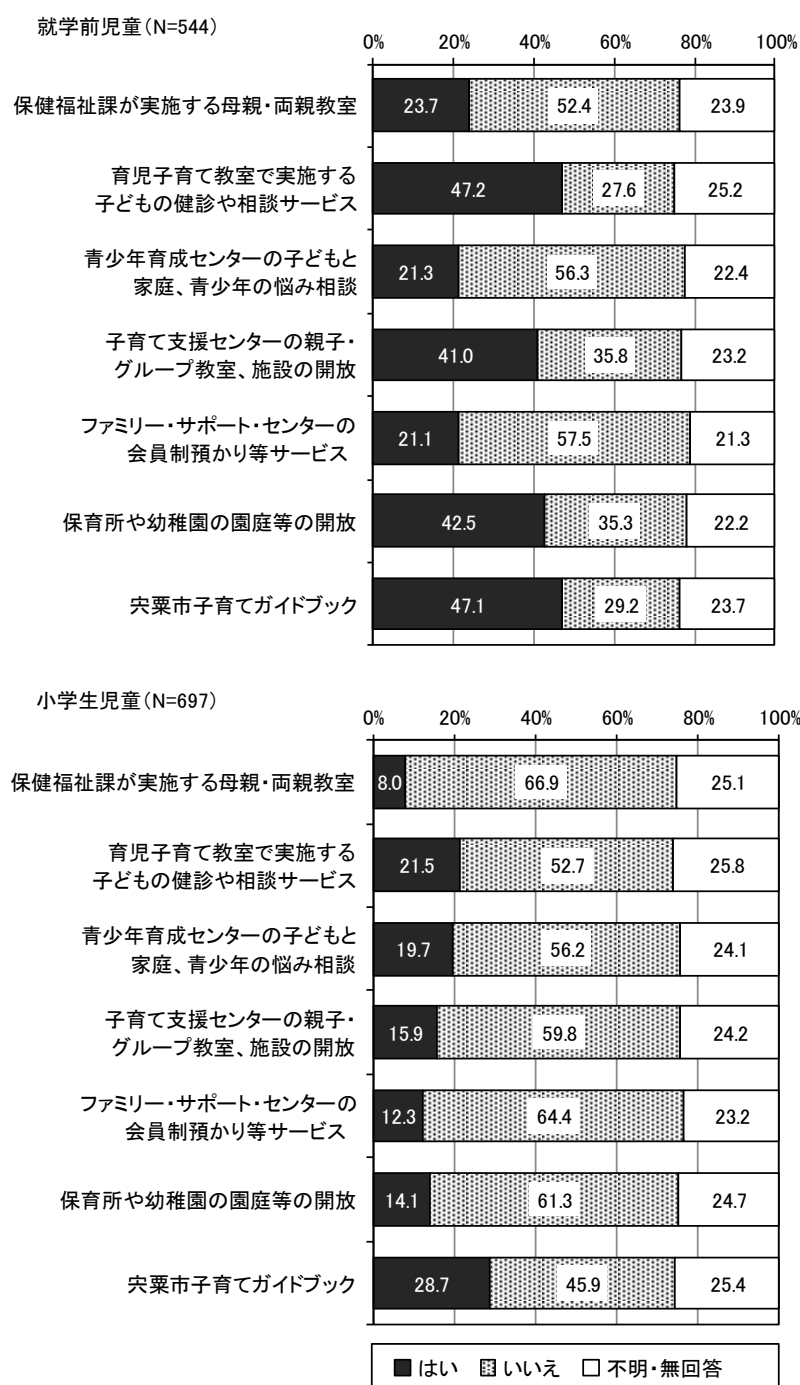
一方、就学前児童、小学生児童ともに「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」の『いいえ』が7割以上と、利用度が低くなっています。



⑨地域の子育て支援事業の利用意向

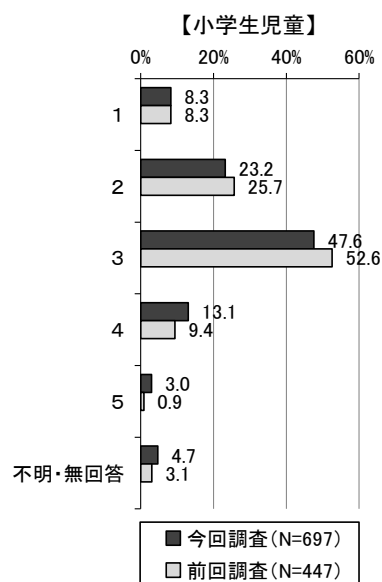
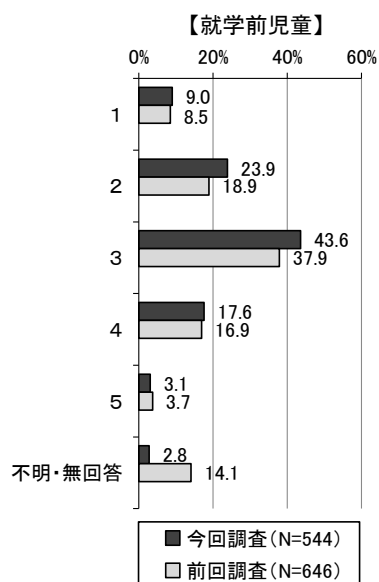
地域の子育て支援事業の利用意向についてみると、就学前児童では「育児子育て教室で実施する子どもの健診や相談サービス」「宍粟市子育てガイドブック」の『はい』が5割弱と利用意向が高くなっています。

一方、就学前児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」の『いいえ』が5割以上、小学生児童では「保健福祉課が実施する母親・両親教室」「ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス」「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の『いいえ』が6割以上と利用意向が低くなっています。



⑩地域における子育て環境や、支援への満足度

地域における子育て環境や、支援への満足度についてみると、「3」が就学前児童で 43.6%、小学生児童で 47.6%と最も高く、次いで「2」が就学前児童で 23.9%、小学生児童で 23.2%となっています。就学前児童・小学生児童ともに前回調査と同じ順位になっているものの、割合では就学前児童でそれぞれ 5.7 ポイント、5.0 ポイント高くなっている一方、小学生児童ではそれぞれ 5.0 ポイント、2.5 ポイント低くなっています。



6. 第1期計画の主な取り組み状況

(1)「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり」の取り組み状況

第1期計画で、第4章施策の展開、「1. 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくり」で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

①教育・保育事業

■教育事業【1号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	347	343	337	279	270
	確保の内容	292	290	337	279	270
実績値		308	286	292	251	

対象となる3～5歳児が少子化により年々減少するなか、保護者のニーズは多様化しており、1号認定による短時間保育より、2号認定による長時間保育を利用する子どもが増加する傾向にあります。3歳児の受け入れに課題がありますが、引き続き、幼保一元化による認定こども園の整備等により、受け入れ環境の整備に努めています。

■保育事業【2号認定】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	512	511	498	528	512
	確保の内容	512	511	498	528	512
実績値		531	541	507	513	

対象となる3～5歳児の内、保育を必要とする子どもの在籍率は、平成27年度が58.2%に対して、令和元年度には66.6%になっており、少子化により子どもが減少するなかで、保育ニーズは多様化し、長時間保育を利用する子どもが増加する傾向にあります。

■保育事業【3号認定（0歳児）】

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	92	90	88	80	75
	確保の内容	92	90	88	80	75
実績値		79	80	79	88	

少子化により、出生数は年々減少するなか、保育を必要とする子ども（0歳児）は、年々増加しており、保育を必要とする子どもの低年齢化が進んでいます。0歳児の受け入れには、子ども3人に1人の保育士の配置が必要であることから、保育士の確保に課題があります。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	317	316	310	291	269
	確保の内容	317	316	310	291	269
実績値		322	307	340	323	

本計画では、平成 30 年度には 291 人の利用を見込んでいましたが、323 人の実績となっています。少子化により対象となる子どもが減少するなかで、保育を必要とする子どもが当初の見込みよりも増加している傾向が伺えます。

《認定区分と対象施設》

	対象年齢	認定内容	対象施設
1号認定	3歳から5歳	幼児教育のみ利用 （教育標準時間認定） （保育を必要としない）	幼稚園及び認定こども園 （幼稚園部分）
2号認定	3歳から5歳	保育を必要とする （保育認定）	保育所及び認定こども園 （保育所部分）
3号認定	0歳から2歳	保育を必要とする （保育認定）	保育所、 認定こども園（保育所部分） 及び地域型保育

②地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

（単位：か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	2	2
	確保の内容	1	1	1	2	2
実績値		1	1	1	2	

従来からの基本型に加え、平成 30 年度に母子保健型を開所したことにより、妊娠期から子育て期（主に就学前）までを母子保健や他の事業と連携を取りながら、包括的に切れ目のない支援ができるようになりました。基本型は、子育て専門員によって、子育てに関する相談や子育て情報の提供等を行い、母子保健型は、関係機関の連携によって、支援が必要な母子に、母子保健コーディネーター（保健師）が支援を行っています。

■時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	107	106	104	102	100
	確保の内容	107	106	104	102	100
実績値		92	73	82	79	

私立の保育所 8 園とこども園 2 園、公立のこども園 2 園で実施しています。公立の園では、7 時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間を標準保育時間とし、18 時 30 分から 19 時までの 30 分間を延長保育としています。利用実績は、ほぼ、当初の計画どおりに推移しています。

■放課後児童健全育成事業（学童保育所）

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み（低学年）	270	255	250	294	288
	量の見込み（高学年）	112	110	109	50	50
	確保の内容	355	355	355	344	338
実績値（低学年）		281	247	265	267	
実績値（高学年）		33	42	35	30	

少子化により、小学生の児童数は、年々減少していますが、学童保育のニーズは年々増加しています。増加する学童ニーズに対応するために、第 1 期計画期間中に 122 人の定員増を図りましたが、対象年齢が、小学 3 年生から 6 年生に広がったことから、学童保育所によっては、高学年の受け入れに引き続き課題があります。

■子育て短期支援事業

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	5	

必要とした時には事業が利用できるように、市では近隣市町にある複数の児童養護施設と委託契約を締結しています。平成 30 年度には、1 名により 5 日間の利用がありました。保護者等から相談があった時には、母子保健担当の保健師、利用者支援事業の母子保健コーディネーター、家庭児童相談室、教育委員会等が連携して支援しており、計画値としては、量の見込み、確保の内容ともに計上していません。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	267	262	256	211	199
	確保の内容	267	262	256	211	199
実績値		240	224	210	185	

保健師による乳児健診までの家庭訪問（新生児訪問）を全乳児を対象に実施しています。保護者とともに里帰りしている乳児には、里帰り先の母子保健担当者へ連絡し、母子がどこに居ても家庭訪問が受けられる支援体制としています。ただ出生数が減少傾向にあり、実績値は計画値を下回る結果となっています。

■養育支援訪問事業

（単位：実人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値		0	0	0	0	

養育支援訪問の実施は無いため、実績値はゼロとなっています。母子保健として必要な家庭には、保健師が訪問し相談や指導を実施しています。

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

（単位：延べ組数／月）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,639	1,625	1,592	471	438
	確保の内容	1,639	1,625	1,592	471	438
実績値		1,322	1,121	1,202	585	

※ 平成 29 年度以前は、単位：延人／月

市内 4 か所の子育て支援センター事業であり、平成 29 年度までは親子それぞれでカウントしていましたが、平成 30 年度より国の通知により、親子で 1 組とカウントするようになり、平成 30 年度から数値は大幅に減少しています。出生数の減少、幼稚園の 3 年保育、認定こども園の増加等もあり、事業対象者は年々減少しています。

■一時預かり事業

【幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	17,859	17,819	17,383	16,041	15,893
	確保の内容	17,859	17,819	17,383	16,041	15,893
実績値		16,925	16,498	16,676	14,745	

公立幼稚園 3 園と公立こども園 2 園、私立こども園 2 園で実施しています。本事業は、保育室と職員の確保に課題があり、幼保一元化による認定こども園の整備により受け入れ環境を整えることとしていますが、当面の間は、保育を必要とする子どもは、2 号認定により、保育所及びこども園で受け入れる計画としており、利用実績は、ほぼ、当初の計画どおりに推移しています。

【その他の一時預かり】

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	4,811	4,783	4,670	1,901	1,864
	確保の内容	4,811	4,783	4,670	1,901	1,864
実績値		2,065	1,923	1,600	903	

私立保育所 5 所と公立こども園 2 園、私立こども園 2 園で実施しています。少子化により就学前の子どもが減少するなかで、保育ニーズの高まりから幼稚園、保育所、こども園に在籍する子どもが増加し、自宅で過ごす乳幼児が減少したため、当初の計画を大きく下回る利用実績になっています。

■病児・病後児保育事業

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,062	1,057	1,033	1,013	996
	確保の内容	0	0	0	0	996
実績値		0	0	0	0	

令和 年 月、市内に公立による病児・病後児保育施設（1 か所）が開設されました。計画最終年度後期の開設のため、まだ認知度も十分でなく最終年度の実績値も低いものとなっています。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

（単位：延べ人数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	70	68	67	500	550
	確保の内容	70	68	67	500	550
実績値		25	347	565	373	

平成 28 年度から実績値の単位は、延べ人数／年としているため、大幅に値が増加しています。実績値の過半数は、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を目的として利用されており、学童保育所の新たな開設やその開設場所により、実績値は大きく影響を受ける現状があります。また、利用対象者となる就学児童数そのものが減少傾向にあります。

■妊婦健康診査事業

（単位：延べ回数／年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3,360	3,256	3,192	2,512	2,376
	確保の内容	3,360	3,256	3,192	2,512	2,376
実績値		2,676	2,603	2,440	2,314	

少子化により利用実績は減少傾向にありますが、母子健康手帳交付時には 14 回 93,000 円分の妊婦健診助成券を交付し、県内産婦人科受診時には自己負担無く受診できています。また、県外医療機関を利用する時には、償還払いにより負担支援を行っており、経済的理由に関係なく妊婦健診ができ、安心、安全に妊娠期を過ごせる支援を行っています。

(2)「健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況

第1期計画、第4章施策の展開、「2. 健やかな子どもをはぐくむ環境づくり」の取り組み状況は以下の通りです。

①保幼小連携・小中一貫教育の推進

■「しそうこども指針」に基づいた教育・保育の充実と子育て支援の推進

《取り組み及び状況》

- ・しそう学校園所パートナーシップ事業の取り組みにより、すべての小学校区で、連携事業に取り組んでいます。

■「しそうの子ども生き生きプラン」の推進

《取り組み及び状況》

- ・平成30年度より実施し、6本の基本目標、23項目の主要施策に基づいて、すべての基本目標・主要施策を実施しています。

②就学前教育・保育の環境整備

■「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

《取り組み及び状況》

- ・戸原こども園（山崎南中学校区）及び一宮北こども園（一宮北中学校区）を開園しました。
- ・一宮南中学校区での幼保一元化により、7中学校区の内、3中学校区において、再編の方針が決定しました。

■質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

《取り組み及び状況》

- ・幼稚園、保育所、こども園の園内研修に加えて、宍粟市教育研修所事業（ライフステージ別研修）等で研修の機会を確保して、幼児教育・保育の質の向上に努めています。
- ・保育者としての資質向上を図るために、キャリアパスの仕組みが導入され、宍粟市でも、キャリアアップのための研修会を開催しています。

③放課後子ども総合プランの推進

《取り組み及び状況》

- ・宍粟市放課後プラン事業行動計画に基づき、すべての小学校区で学童保育と放課後子ども教室を一体型あるいは連携型として整備をするなど、学童保育と放課後子ども教室の連携に努めています。

④特別な配慮が必要な子どもへの支援

■保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

《取り組み及び状況》

- ・特別支援教育・保育会議の開催により、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、保育士の加配を実施しました。

■関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

《取り組み及び状況》

- ・特別支援教育・保育会議を開催し、主治医の診断及び意見に加えて、日ごろから当該児童を保育する園所長及び担当保育教諭、担当保健師等が連携して、必要な支援についてケース検討を行っています。

7. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子ども・子育てをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、今後の子ども・子育て施策の充実に向けて、以下の現状と課題が考えられます。

(1) 質の高い就学前教育・保育への対応

未婚率の上昇、晩婚化の進行、合計特殊出生率の低下等を背景に、出生数の低下とともに、子どもの数の減少が進んでいます。また、ひとり親と子どもからなる世帯の割合は増加傾向にあるなか、母親の就労割合は年々高まっており、また、女性の労働力率は、全国及び兵庫県と比較しても高い労働力率となっています。

さらに、ひとり親世帯数の増加に伴い、ひとり親世帯への子育て支援のニーズは高まっていると考えられる一方で、日ごろ子どもを見てもらえる親族や知人数の割合は減少傾向にあり、多様な保育サービスのニーズは今後さらに増加するものと考えられます。

その結果、母親の就労割合の高まりなどもあり、2号認定、3号認定により保育事業を利用する世帯の割合はさらに増加するものと思われます。

現時点では、保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の待機児童数はゼロとなっていますが、今後も量の確保を図り待機児童数ゼロを維持・継続することが重要となっています。

第1期計画期間中、幼保一元化の推進により、市内で認定こども園4園が開園するなど、新しいサービスの提供を行うことができました。また、幼稚園、保育所、認定こども園の園内研修等により、就学前教育・保育の「質」の向上に努めており、今後もさらに質の高い就学前教育・保育の充実に向けた継続的な取り組みが必要と考えます。

(2) 妊娠・出産期から切れ目のない保育ニーズへの対応

平成29年4月、子育て世代包括支援センターが開所し、日常相談及び子育て支援者との連携を主とする基本型と、保健師等の専門職員による妊産婦等の相談や母子支援を主とする母子保健型の利用者支援事業2つが利用できるようになりました。そして、子どもに関係する機関と行政の連携を推進し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援・検診等の支援を行いました。

また、妊娠期、妊婦の心理的・身体的安定や、子育てに関する不安解消に向け、全戸訪問の取り組みを進め、安心、安全に妊娠期を過ごせるように支援を行いました。

一方、核家族化の進行やひとり親世帯数の増加もあり、子育てや教育に関して相談できる相手、場所、環境等が減少しています。安心して子どもを生み育て、孤立しがちな世帯の支援を充実させるためにも、子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない支援を行い、今後も子育ての総合相談窓口の周知・啓発等の相談体制の充実が必要と考えます。

(3) 家庭保育の支援や地域での支え合いへの対応

全国的に子どもへの虐待、いじめ、そして子育て世帯の孤立が心配されるなか、保護者等の家庭環境や価値観の多様化が進んでおり、虐待や貧困など課題を抱える子どもに対して、また、家庭環境や個々の事情状況に応じて、引き続き細やかで適切な支援が必要となっています。

第1期計画期間中は、子育て短期支援や養育支援訪問等、支援を必要とする子どもへの支援体制を整えてきました。これらの実績数は少ない状況ではありますが、今後も引き続き母子保健を中心とした支援を継続していく必要があります。

4か所の子育て支援センターでは、子育て中の親子が気軽に集い、センター事業や親同士の交流が進むことで、子育ての不安や悩みが相談できるよう支援を行ってきました。また、ファミリー・サポート・センター事業では、提供会員数（まかせて会員）の拡大や高齢化等が課題であり、今後も交流会や広報活動を通して、支援者を増やしていく取り組みを継続していく必要があります。

第3章 計画の基本理念

1. 計画の基本理念

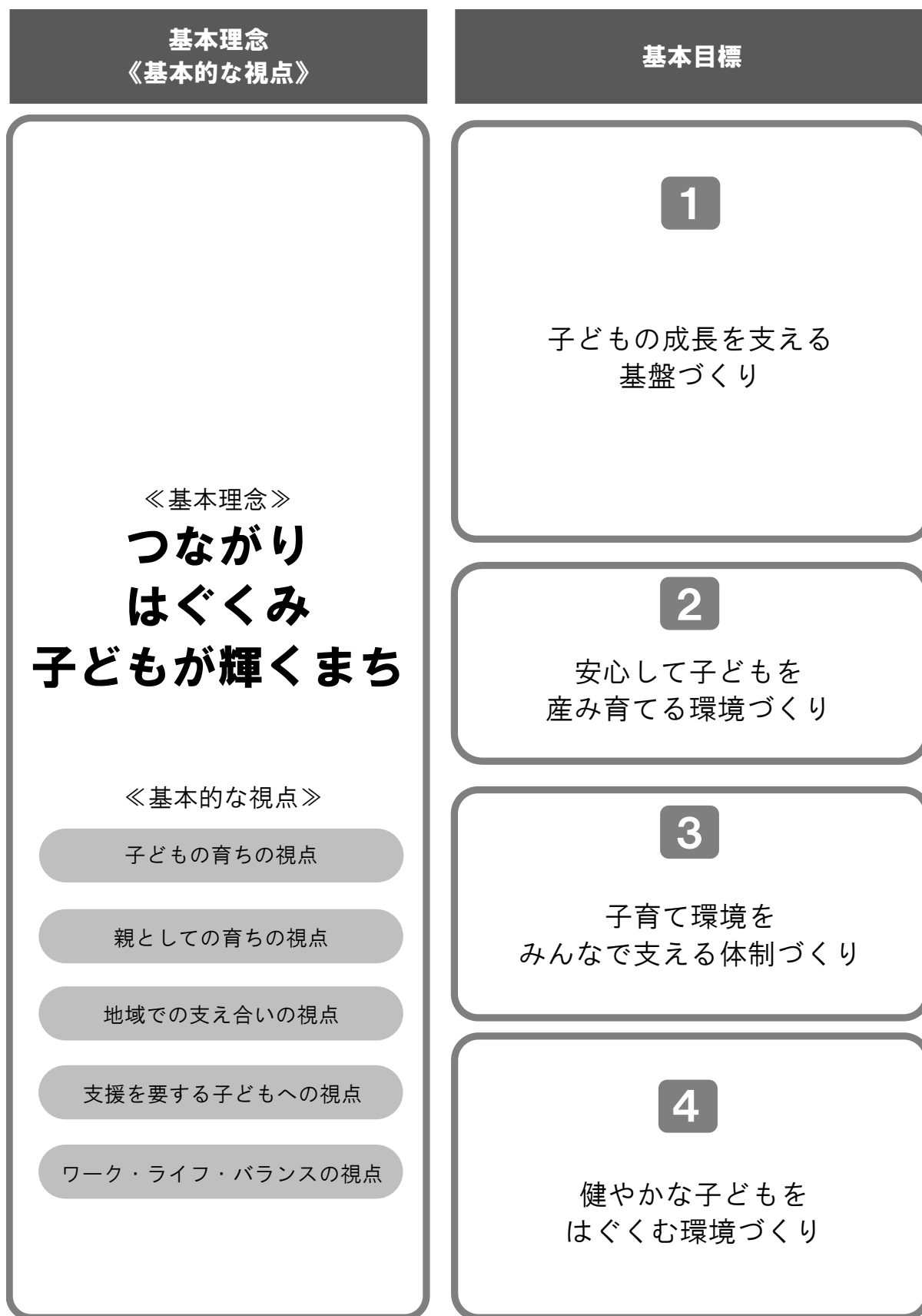
つながり はぐくみ 子どもが輝くまち

子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来の宍粟市を創る力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、地域社会にとって、とても重要なことです。

宍粟市では、子どもと家庭の「つながり」はもちろん、家庭と地域が「つながり」、地域が子どもを「はぐくみ」、子どもが健やかに成長し、地域の未来をはぐくんでゆく。このようなまちの将来を担うすべての子どもが輝くまちをめざしています。

このため、宍粟市の自然、文化等あらゆる環境や地域のつながりの中で、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちも一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

2. 施策体系



基本施策	個別施策
1. 就学前教育の充実	① 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育
2. 多様な保育サービスの充実	② 時間外保育事業（延長保育事業）
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
4. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	④ 一時預かり事業
	⑤ 病児・病後児保育事業
	⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑦ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
1. 子ども、保護者、関係機関の連携の支援	⑧ 利用者支援事業
2. 赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
	⑩ 妊婦健康診査事業
1. 社会的支援が必要な子ども・家庭への支援	⑪ 子育て短期支援事業
2. 地域での子育て支援	⑫ 養育支援訪問事業
	⑬ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
	⑭ ファミリーサポートセンター事業
1. 就学前教育・保育の環境整備	① 「穴栗市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供
2. 放課後子ども総合プランの推進	② 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実
3. 特別な配慮が必要な子どもへの支援	③ 放課後子ども総合プランの推進
	④ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備
	⑤ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備